



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 監査公表

監査公表第31号

監査公表

和歌山県監査公表第31号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定により、県有施設の維持管理について行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成19年8月21日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣

和歌山県監査委員 浅 井 修 一 郎

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、監査委員が、その地方公共団体の事務の執行が経済性、効率性及び有効性の観点から、法令等の定めるところに従い適正に行われているかなどについて、監査を実施するものである。

本県においては、毎年度特定の課題を選定してこの監査を実施している。平成18年度においては、次のとおり行政監査を行った。

第2 監査対象事務

県有施設の維持管理について

第3 監査の目的

県行政においては、効率的で質の高い行政運営を目指し「行財政改革推進プラン」を策定し、職員定数・総人件費の大幅削減等重点的に行財政改革に取り組んでいる。

そこで、職員の「もったいない」意識の高揚のため、職員の身の回りから経費節減が図られるよう、節約に努めている電気の料金について、組織改革や施設環境の変化がある中で、契約電力の削減や受給契約の見直しの必要がないかを監査する。

また、最近、全国で、昇降機等での保守管理の不備等に起因する事故の発生に鑑み、多数の人が使用する昇降機の保守管理業務について、本県では外部委託しているが、その保守管理状況を把握し、保守管理委託契約が適正に行われているかについて監査を実施する。

第4 監査の対象及び対象機関

1 監査の対象

- (1) 電力の契約種別および使用状況（平成17年度実績）
- (2) 昇降機の維持・管理（平成17年度）および契約状況（平成14年度～平成18年度）

2 監査対象機関

県の全機関（知事部局・県議会・各種委員会・教育委員会・警察本部）

※ 公社等外郭団体および指定管理者制度を導入した施設は除く。

第5 監査の概要

1 監査の実施期間

平成18年11月から平成19年5月まで

2 監査の着眼点

監査は次に掲げる視点から実施した。

- (1) 契約電力の削減を検討する必要があるか。
- (2) 電力受給契約の見直し(変更)の必要があるか。
- (3) 昇降機の保守契約は適正か。
- (4) 「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」に基づく整備の必要があるか。

3 監査の実施方法

- (1) 監査対象機関から提出された各行政監査調書等により、事務局職員が予備監査を行い、それらの結果をふまえて監査委員による監査を実施した。
- (2) 予備監査は、すべての監査対象機関に対して事前調査に基づき電力使用量・電気料金等調査実施後、19施設の詳細な追加調査を実施したのち、4施設の現場確認を行い、関係者からの説明を聴取した。昇降機の設置機関72機関についても同様に事前調査に基づき昇降機の維持・管理および契約状況調査(委託契約書及び仕様書等での調査)実施後、現状確認のため、追加調査を実施した。
- (3) 予備監査で実施した主な電気契約種別と調査件数
 - 高圧電力契約(調査件数:152施設)
 - ・動力(50kW以上)を使用する場合の契約で主に官公署、学校、病院等であり、電力自由契約の対象である。
 - ・県の施設では、電気料金の約9割が、高圧電力契約で支払われている。
 - 低圧電力契約(調査件数:162施設)
 - ・動力(50kW未満)を使用する場合の契約で、設置電力機器類の種類により基本料金が設定されている。
 - 従量電灯契約(調査件数:A:664施設、B:70施設)
 - ・一般住宅用と同様の電気を使用する場合の契約で、A・Bの2種類の契約形態がある。
 - ・県の施設では雨量・水位の観測装置、公衆街路灯、交通信号機等での契約が多い。

第6 監査の結果及び意見

1 電気の料金について

電気の料金については、(1)契約電力の削減を検討する必要があるか。(2)電力受給契約の見直し(変更)の必要があるか。に主眼を置き監査を実施した結果は下記のとおりである。

(1) 契約電力の削減を検討する必要があるか

県の機関では、電気料金の約90%が高圧電力契約で支払われている。県の機関が主に契約している高圧電力契約の電気料金の算定方法は、次のとおりである。

＜高圧電力契約の料金算定＞

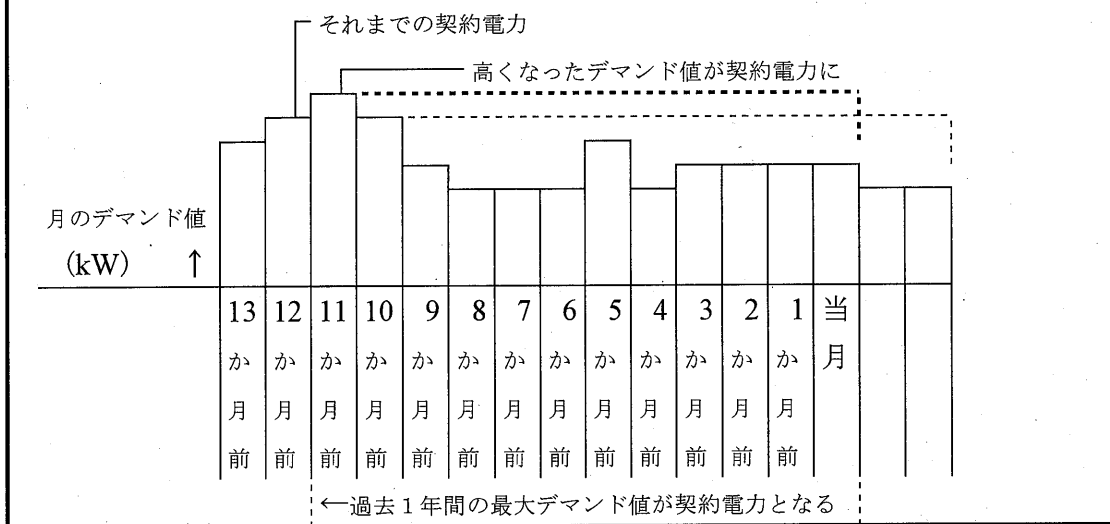
$$\text{電気料金} = \text{基本料金 (基本料金単価} \times \text{契約電力)} + \text{電力量料金 (使用量)}$$

(デマンド値)

- デマンド値 (最大需要電力) とは、
30 分単位で計量している平均需要電力で、1 か月間における最大値のこと
- 基本料金の契約電力とは、
当月のデマンド値と前 11 か月のデマンド値のいずれか大きい値で決定されるデマンド値のこと。30 分間のピーク電力が続くとそのデマンド値が 1 年間の基本料金の契約電力になる。検針計量器の画面 (約 30 秒間表示) では、30 分毎に計量器から記録しなければならず、把握困難である。
- デマンド監視装置とは、
基本料金の決定要因となるデマンド値を常時監視して、使用電力をあらかじめ設定した目標値 (目標デマンド設定値) を超えそうになると、ブザーで警告する装置

高圧電力契約は、上記のとおり主に基本料金と電力量料金で算定されており、基本料金は、「デマンド料金制度」により決定される契約電力をもとに算定されている。
(下図参照)

＜デマンド料金制度：基本料金算定のもととなる契約電力はその月と前 11 か月の最大需要電力 (デマンド値) で決定する制度＞



【結果】

高圧電力契約は、契約形態の基本料金部分となるデマンド値を抑制することにより、電気料金が大幅な削減となる。

デマンド値の抑制は、県立粉河高等学校がエコスクールで次の①～⑥に取り組み、

その中の一つとして②のデマンド監視装置を設置し、デマンド値の抑制に取り組んだ結果、下記の成果が上がっている。

- ①エコスクール委員会を組織し、生徒会と連携しながら意識付けの高揚を図る。
(ポスター作成、省エネシールを機器にはり付、使用量のグラフ化等)
- ②デマンド監視装置の設置 (デマンド値の抑制)
- ③照明設備の見直し (廊下灯の間引き照明、体育館の照明等)
- ④トイレ設備の見直し (こまめな消灯、照度人感センサー方式の導入)
- ⑤電気タイマー管理の導入 (消し忘れの防止)
- ⑥エアコン設備の見直し (フィルターの一斉清掃、買換時の室外機位置の見直し)

○ デマンド監視装置設置済の県立粉河高等学校のデマンド値の推移

年度	ピークデマンド	比較	単純試算基本料金部分削減額	
			対前年比(kW/月)	金額(円/年間)
H14年度	203	100%		
H15(デマンド監視装置設置)	188	92%	△15	△313,740
H16年度	177	87%	△11	△230,076
H17年度	172	84%	△5	△104,580

★ 県立粉河高等学校の例によると、ピークデマンドを抑制することにより、3年間の数値が、年間 180 ~ 60kW 削減されている。H17年度単価で換算すると、3年間で基本料金部分が、年間 648,396 円削減されていることになる。

★ デマンド監視装置が設置されているが、下記実例にもあるように機能していない施設が見受けられた。デマンド契約の報告書一覧の年報、月報、日報等を再度確認のうえ、実績最大需要電力量からピークデマンド設定値及び目標デマンド設定値を見直し、検討することにより、基本料金部分の削減が可能になる。

(目標デマンド設定値が機能していない実例)

- ①ピークデマンド設定値 266kW
 - ②目標デマンド設定値 265kW
 - ③実績値ピークデマンド値 166kW (平成 17 年 7 月)
- 目標設定値との乖離 (②-③) 99kW がある。

○ デマンド監視装置未設置例

使用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
料金対象電力	312	312	312	317	342	342	342	342	342	342	342	342

★ 8月にピークデマンドが 342 になったことにより、今後 1 年間 342 が基本料金の契約電力となっている。(更にピークデマンド値が更新されれば、その値になる。)

差額：① @1,743 円 × 312 × 12 か月 = 6,525,792 円

② @1,743 円 × 342 × 12 か月 = 7,153,272 円

監視装置で抑制出来る差額 (①-②) 627,480 円

デマンド監視装置未設置の施設は、設置及び契約費用を要するが (年間約 5 万円前後)、設置によりピークデマンド値が抑制可能となり、基本料金部分での削減が可能となる。

【意見：試算削減可能額】

平成 17 年度高圧電力契約施設 152 箇所のうち、防災上必要な施設 18、料金対象電力（契約電力）100kW 未満の施設 52、複数年契約等契約形態の異なる施設 10、契約解除施設 2 を除く 70 施設について調査した。県の本庁舎、警察本部庁舎の契約は特別高圧契約であり、除外している。調査対象の施設 70 施設については、デマンド値を抑制することで今後、基本料金部分の削減が可能と考えられる。

県立粉河高等学校の実績から今後 3 年間の削減目標を下記＜表－1：試算表＞のとおり試算すると、県全体で約 1,900 万円削減可能である。

＜表－1：試算表＞

○ デマンド監視装置未設置の 21 施設

21 施設の平成 17 年度のピークデマンドの平均値は、207 であり、県立粉河高等学校の実績から今後 3 年間において、下記のと通りの削減目標にすると

	削減目標	単純試算基	料金部分削減額	ピークデマンド
H17 年度		対前年比 (kW/月)	金額 (円/年間)	207 (平均値)
初年度	5%	△ 10	△ 4,392,360	197
2 年度目	3%	△ 6	△ 2,635,416	191
3 年度目	2%	△ 4	△ 1,756,944	187
計	10%	△ 20	△ 8,784,720	

削減可能額：8,784,720 円/年

○ デマンド監視装置の既設置 49 施設

デマンド監視装置既設置 49 施設についても、下記のと通りの削減目標にすると

	削減目標	単純試算基本料金部分削減額	ピークデマンド	
H17 年度		対前年比 (kW/月)	金額 (円/年間)	183 (平均値)
初年度	3%	△ 5	△ 5,124,420	178
2 年度目	2%	△ 3	△ 3,074,652	175
3 年度目	1%	△ 2	△ 2,049,768	173
計	6%	△ 10	△ 10,248,840	

削減可能額：10,248,840 円/年

合計 削減可能額：19,033,560 円/年

デマンド監視装置の設置費用は要するが、警報ブザー等で感知することにより、①エアコン作動中であれば、切る、送風機能に切り替える、設定温度を変える。②窓際の照明を切る、廊下の照明を間引く、③同時使用の電力使用機器を可能な限り切る等の対処等で 30 分間のピークとなる需要電力を抑制することにより契約電力が抑えられ、電気料金の削減に繋がる。また、警報作動時の対処方法等を関係者に周知することで、電気料金、ひいては省エネに対する意識も高揚すると考えられる。

監視装置設置の費用対効果を考えて、料金対象電力（契約電力）100kW 未満の施設は除いているが、常にエアコン等の電力使用機器の時間差開始使用、未使用室の電気機器使用等のこまめな節減等により契約電力の削減に取り組みたい。

また、デマンド値が協議決定されている長期契約（複数年契約）、特別高圧契約等の施設についても、デマンド値の変化は契約の更新に繋がる重要な要素であるので、常時記録し注意を払われたい。

(2) 電力受給契約の見直し(変更)の必要はないか。

電力契約を見ると、低圧電力契約は、設置電力機器類の種類により基本料金が設定されているので、事業の統廃合等により設置機器類に変化があれば、契約を見直さねばならず、変更を要する施設箇所はないかを精査した。

(ア) 低圧電力契約

低圧電力契約は、動力（50kW 未満 200V）を使用する場合の契約で、設置電力機器類の種類により基本料金が設定されている。

低圧電力契約施設 162 施設から、①使用量実績 0 kWh 又は②年間を通じて月別使用量の変動が大きい 19 施設を抽出し、設置電力機器類の種別調査又は現地調査を実施した。

【結果】

- 次の 6 施設については、設置当時は機器類を使用するうえで低圧電力契約を要したが、現在は、事業での使用状況の変化、組織の統廃合等で設置電力機器の必要性を検討した結果、解約の検討を要する。

《解約を検討》 6 施設 削減可能額 408,601 円/年

- ①有田振興局 国道書庫分2 管財課支払 (H19.2.2 解約済)
- ②環境衛生研究センター3 管財課支払 (H19.2.27 解約済)
- ③紀南児童相談所2 管財課支払 (H19.3.8 解約済)
- ④林木育種場 電気乾燥機 管財課支払
- ⑤漁業取締船 串本基地棧橋 管財課支払
- ⑥九度山町上古沢 道路保全課支払

- 次の 3 施設については、設置電力機器類の電力と契約電力に乖離があったので契約変更を要する。

《変更契約を検討》 3 施設 削減可能額 123,480 円/年

商工観光労働総務課分室（計量検定検査室）

現状：設置電力機器類（30kW）契約電力（34kW）

高野町高野山（旧高野整備員詰所：現整備員休憩所に使用）

現状：設置電力機器類（3kW）契約電力（5kW）

県立熊野高等学校 畜産室

現状：設置電力機器類（1kW）契約電力（9kW）

合 計 削減可能額 532,081 円/年

【意見】

低圧電力契約の解約・変更を検討する 6 施設については、施設の現況を調査のうえ早急に検討されたい。

(イ) 従量電灯契約

従量電灯契約は、病院、工場、事務所ビルなどを除く一般住宅用と同様の電気を使用する場合の契約で、A・B 2 種類の契約形態がある。県の施設では、小規模施設（交番等）、交通信号機、雨量・水位の観測装置、公衆街路灯が該当する。

①従量電灯 A

- 使用電力 6kVA（キロボルトアンペア）未満の施設に適用
- 毎月の使用料金の基本算出額は、
「最低料金（使用電力量 15kWh まで）」307.65 円 + 1kWh 毎に
約 18 円～25 円加算
- 電力使用量が少ない施設であれば、従量電灯 A 契約

②従量電灯 B

- 使用電力 6kVA（キロボルトアンペア）以上の施設に適用
- 毎月の使用料金の算出は、
「基本料金（1kVA につき 378 円で最低 2,268 円）」 + 1kWh 毎に
約 15 円～20 円加算
- 電力使用量が多い施設であれば、従量電灯 B 契約

上記算定表からもわかるように、従量電灯契約は、電力使用量が少なければ A の方が料金は安く、多ければ従量電灯 B の方が安い。

【結果】

- 電気料金クロス試算表によると：6kVA の場合

1 か月使用料 5.30～5.31kWh が分岐点である。（H17 年度単価）

※従量電灯 A → B に変更

従量電灯 A 契約箇所 664 施設のうち 75 施設については、使用実績から試算の結果、従量電灯 B（6kVA）に契約変更することにより、

削減可能額：2,081,685 円/年

※従量電灯 B → A に変更

従量電灯 B 契約箇所 70 施設のうち 33 施設については、使用実績から試算の結果、従量電灯 A に契約変更することにより、

削減可能額：1,084,125 円/年

合 計 削減可能額：3,165,810 円/年

【意見】

従量電灯契約は、電力使用量が少なければ従量電灯 A の方が料金は安く、多ければ従量電灯 B の方が安い。このことから使用電力 6 kVA の場合では 1 か月使用料 5 3 0 ~ 5 3 1 kWh (H17 年度単価) が A と B の分岐点であり、県の各施設の使用実績から単純試算すると、契約の変更により約 3 1 6 万円削減可能である。

2 昇降機の維持・管理について

昇降機の維持・管理については、(1) 昇降機の保守契約は適正か。(2) 「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」に基づく整備の必要はないか。に主眼を置き監査を実施した。

昇降機設置の 7 2 施設 9 8 基全てにおいて、保守管理業務委託の契約が締結されている。

(1) 昇降機の保守契約は適正か。

ア 契約時において競争原理が働いているか。

【結果】

○ 県の昇降機の保守管理業務委託契約形態について、過去 5 年間 (H14 年度 ~ H18 年度) の推移をみると、一般競争入札はなく、指名競争入札は、平成 1 6 年度に 1 機関、平成 1 7 年度に 2 機関の実施のみで、平成 1 8 年度では、全て随意契約であり、<表-2>のとおりである。

○ 昇降機の保守管理業務を行う業者は、メーカー系 (昇降機の製造メーカー又は製造メーカー子会社の保守管理業者) とその他 (メーカー系に属さない保守管理業者で独立系とも言われ、複数のメーカーの保守管理業務を行っている。) に分かれている。

一者による随意契約 (以下「一者随契」という。) は 3 8 件で、そのうちメーカー系業者との契約が 3 7 件と大半を占めている。二者以上競争見積りによる随意契約 (以下「二者随契」という。) は 3 4 件で、そのうちメーカー系業者との契約が 2 9 件であり、一者随契に比べるとわずかながらその他の業者が多くみられる。県全体では、メーカー系業者との契約が、7 2 機関のうち 6 6 機関で 9 1. 7 % を占めている。

<表-2: 昇降機の保守管理業務委託契約形態(平成18年度)>

	一般競争入札	指名競争入札	随意契約					
			一者	(メーカー系)	(その他)	二者	(メーカー系)	(その他)
①知事部局(②除く)	0	0	8	(7)	(1)	12	(10)	(2)
②県営住宅	0	0	24	(24)	(0)	0		
③教育委員会(④除く)	0	0	1	(1)	(0)	3	(3)	(0)
④県立高等学校/ 盲・ろう・養護学校	0	0	0			11	(9)	(2)
⑤警察本部	0	0	5	(5)	(0)	8	(7)	(1)
合計(72機関)	0	0	38	(37)	(1)	34	(29)	(5)
			52.8%	51.4%	1.4%	47.2%	40.3%	6.9%

- 契約額をみると、平成16・17年度において、指名競争入札を実施した2機関の契約削減額は、1機関ではあまり変化はみられないものの、他の1機関では、<表-3>のとおり、対前年度額の約5%削減されている。2機関とも指名競争入札年度の前年に対する削減率は大きい。

<表-3: 指名競争入札実施機関>

(単位: 円)

	A 機関			B 機関		
	契約形態	対前年削減額	対前年削減率	契約形態	対前年削減額	対前年削減率
H16年度	指名競争入札	630	0.1%	随意契約	91,980	5.0%
H17年度	指名競争入札	2,520	0.1	指名競争入札	88,200	5.1
H18年度	随意契約	0	0	随意契約	21,420	1.3

- 一者随契で保守管理委託業務契約額に変化の無い機関は6機関である。
一者随契で5年間同一契約額: 2機関
一者随契で3年間同一契約額: 4機関
- 二者随契で、保守管理委託業務契約額に変化の無い機関は13機関である。
二者随契で5年間同一契約額: 6機関
二者随契で4年間同一契約額: 2機関
二者随契で3年間同一契約額: 5機関
- 平成16年度と平成18年度の契約額を比較すると、削減率は<表-4>のとおりである。
県全体で一者随契と二者随契を比較すると、メーカー系との契約では、わずかながら二者随契の方が、削減率は上がっている。
その他(メーカー系外)では、一者随契は削減されていないが、二者随契では、削減率30.3%と大幅に上がっている。特に1機関では、複数メーカーの保守管理業務を行っている業者を含めた結果、削減効果は多大である。

<表-4: 保守管理業務委託契約額の削減率 (H18 年度/平成 16 年度) > (単位: 円)

	一者随契				二者随契			
	メーカー系		その他		メーカー系		その他	
	H18/H16		H18/H16		H18/H16		H18/H16	
	削減額	削減率	削減額	削減率	削減額	削減率	削減額	削減率
知事部局	362,880	3.1%	0	0%	365,600	4.3%	415,800	24.8%
県営住宅	856,296	5.0%						
教育委員会	132,300	10.9%			325,080	5.8%		
高等学校/盲・ろう・養護学校					273,516	3.3%	527,940	35.5%
警察本部	25,200	0.8%			573,220	18.7%	166,956	33.1%
県合計	1,376,676	4.2%	0	0%	1,537,416	6.0%	1,110,696	30.3%

(※ H16 年度既設置 6 4 施設で、新規設置施設は含まれていない)

【意見】

契約形態においては、比較対象件数は少ないが、指名競争入札を実施することにより、契約額の削減効果が得られ、少なくとも、何年間も同額での契約は減少する。

また、随意契約においては、複数メーカーの保守管理業務実績のあるメーカー系以外の業者を参加させることで、削減率が上がると考えられる。

昇降機の保守管理業務委託契約については、安全性の確保はいうまでもないが、経済性の観点から競争原理が働くような契約方法で実施されたい。

(イ) 保守管理は適正にされているか。

昇降機設置の 7 2 機関の契約書及び仕様書 (平成 17 年度) (以下「契約書等」という。) を特に安全面に関する契約内容等について精査し、現状については追加調査により回答を求めたところ、下記<表-5・6>のとおりである。

【結果】

<表-5: 保守管理の現状 (追加調査) >

現状 回答	法定定期 点検		点検報告書の 提出		点検作業員の 資格確認		どのように確 認しているか			設置時からの整備 記録の保管		
	契約 書に 含む	県 実 施	終了毎	請求時	して いる	して いない	報告書 で確認	書類で 提出	点検時 名札で	して いる	保存期 間後廃 棄	して いな い
知事部局	19	1	20	0	11	9	2	3	6	8	12	0
県営住宅	24	0	24	0	0	24				0	24	0
教育委員会	4	0	4	0	4	0	4	0	0	0	4	0
学校	11	0	11	0	3	8	2	0	1	3	8	0
警察本部	13	0	13	0	8	5	1	5	2	8	5	0
県全体	71	1	72	0	26	46	9	8	9	19	53	0

<表-6 : 保守管理業務委託契約内容(H17 年度契約書等)>

契約書等の内容	法定定期点検		点検報告書の提出		点検作業員の資格明記		どのように確認しているか		緊急時の対応明記	
	明記有	明記無し	①毎月 ②その都度	明記不 明確、 明記無し	①技術員 ②教育され た作業員と 監督技術者	明記不 明確、 明記無し	①名簿 の提出	明記無 し	明記有	明記無し
知事部局	3	17	14	6	19	1	0	20	19	1
県営住宅	0	※ 24	0	24	24	0	0	24	24	0
教育委員会	1	3	2	2	3	1	0	4	4	0
学校	7	4	8	3	11	0	0	11	10	1
警察本部	4	9	12	1	12	1	2	11	12	1
県全体	15	57	36	36	69	3	2	70	69	3

※県営住宅では、平成 18 年度契約においては全て明記されている。

<表-6 : 保守管理業務委託契約内容(H17 年度契約書等)>

契約書等の内容	再委託等の禁止条項の有無		損害賠償等責任所在の有無		合計
	明記有	明記無し	明記有	明記不明確、明記無し	
知事部局	7	13	19	1	20
県営住宅	0	24	24	0	24
教育委員会	3	1	4	0	4
学校	4	7	9	2	11
警察本部	3	10	12	1	13
県全体	17	55	68	4	72

○ 法定定期検査の実施

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 4 項に、「定期に、1 級建築士若しくは 2 級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をされなければならない。」と規定されている。

この年 1 回の法定定期検査は、現状では、県が検査を実施した 1 機関を除いて全ての機関は契約書等に含まれていると回答があったが、契約書等に明記している機関は 15 機関（20.8%）であり、他は、「1 年に 1 回セーフティテストを行うものとする」「年 1 回以上の機能検査」とある。中には、「乙（業者）は、建築基準法によるエレベーターの定期検査に立ち会うものとする」「乙（業者）は建築基準法に基づく定期検査に立ち会います」と明記している機関もあり、契約書等を見る限りでは、法定定期検査の実施は県か委託業者か定かでない機関もあった。

○ 点検報告書の提出及び時期

現状では、点検終了毎に提出されているが、契約書等では、点検回数・点検資格者・契約額の支払時期の明記はあるが、点検報告書の提出及び時期は、「報告書にて提出」「報告書提出後支払」「前 6 か月分の業務の成果記載した業務実績報告書を提出」等半数の機関で明確にされていない。

○ 点検作業員の資格確認

契約書等では、点検作業員は「技術員」「教育された作業員と監督技術者」をもって点検するように明記しているが、その有資格者の確認については、現状では 4 6 機関で確認しておらず、名簿等の提出を明記している機関は 2 機関である。

○ 緊急時の対応

緊急時の対応については、大半の機関は契約書等に明記されているが、3 機関においては明記されていない。

○ 再委託等の禁止及び損害賠償等責任所在の条項の有無

再委託の禁止条項は、1 7 機関で明記しているが 5 5 機関においては明記していない。損害賠償等、県と保守管理業務委託業者との責任範囲については、6 8 機関は何らかの条項はあるが、内容は「占有・管理責任は県が負う」「事故発生の責めは業者が負う」と一方のみの契約条項もみられた。また、損害賠償額を明記している機関も見受けられた。

【意見】

法定定期検査については、義務化は平成 1 7 年 6 月施行であったが、安全に関わる重要事項であるので、保守管理業務委託契約に含まれる場合は、必ず、建築基準法に基づく年 1 回の法定定期検査の実施を契約書等に明記し、故障・緊急時の対応、再委託の禁止、損害賠償等についても、県と保守管理業務委託業者の責任範囲を明確にするため、契約書等に規定されたい。

点検資格者の確認は事前に書面で行い、点検時は必ず名札等で確認し、報告書には有資格職氏名を明記させるようにされたい。また、県が実施する場合においては、出来る限り業者に立会を求め整備内容を確認のうえ実施されたい。

その他、昇降機の整備記録（点検報告書等）については、現状は保存期間経過後廃棄しているが、設置時から保管することにより各部品等の摩耗状態、交換時期等保守管理するうえで参考となるので、保存期間の変更を検討されたい。

(2) 「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」に基づく整備の必要はないか。

建築基準法では、昇降機の所有者、管理者、占有者は常時適法な状態に維持するよう努めなければならないと規定されている。この規定の具体化したものとして、旧財団法人日本昇降機安全センター（現：財団法人日本建築設備・昇降機センター）が作成した「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」がある。県は、国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建物は除かれるため、この指針については法的な

拘束力はないとして、県の昇降機設置機関に対しては特に指導はしていない。

【結果及び意見】

監査において、指針で規定されている運行管理者の選任と運行管理規程の有無を調査した結果、運行管理者については、選任は6機関のみで大半は選任されていなかった。運行管理規程については、全ての機関で作成されていなかった。

当該指針は、法的拘束力は持たないものの、現在、昇降機の管理者が行うべき維持・運行管理についての唯一の指針といわれている。また、各地での昇降機の事故発生から、国土交通省は、平成19年度中にビルオーナーやマンションの管理組合向けに「エレベーターの維持管理の手引き」を作成する動きもある。本県の契約書等においても「占有・管理責任は甲（県）が負う」と明記した契約の締結機関もある中で、今後、県としての管理マニュアル等の整備を検討されたい。

3 総括

電気の料金については、高圧電力契約の基本料金部分である契約電力（デマンド値）を抑制することにより約1,900万円、低圧電力契約及び従量電灯契約の電力受給契約を見直すことにより約370万円、合計約2,270万円の削減が可能となる。これは、県全体の平成17年度電気料金支出額約11億円の2.0%にあたる経費削減となる。

この調査結果を踏まえて、電気の使用については、現契約内容を熟知するとともに日頃から契約内容が現施設に沿っているかを契約電力・使用量・用途等の面から検討し、経費削減に取り組まされたい。

昇降機の保守管理業務委託については、委託契約は各機関毎になされており、仕様書作成から委託業者任せである設置機関もあり契約書等の内容は様々である。2機関については請書で契約していた。委託契約については、管財課を中心に契約内容、仕様書、整備記録及び保存期間等の改定も含めて県としての安全に配慮した契約書等の統一を図られたい。

また、本県では地震発生が予測されている中で、昇降機の所有者又は管理者として、昇降機の維持及び運行の管理に関する安全の確保は喫緊の課題である。非常時における対応等県として昇降機の維持・運行管理に関する危機管理マニュアル等の整備を検討されたい。

今回の調査では、公社等外郭団体および指定管理者を導入した施設は除いているが、所管する部局においてはこの監査結果を参考にされたい。